

一般社団法人日本施設園芸協会役員報酬規程

(総 則)

第1条 一般社団法人日本施設園芸協会（以下「協会」という。）の役員報酬に関する事項について、定款第28条の規定に基づき、次のとおり定める。

(報酬年額)

第2条 役員報酬年額は、200万円以内とし、理事会の議決を経て、当該年度の予算の範囲内において会長が定める。ただし、常務理事は無報酬とする。

(会長の報酬月額)

第3条 会長の報酬月額は、報酬年額の十二分の一とする。ただし、特別の事情がある場合は、理事会で定めた月額とすることができる。

(支給)

第4条 会長の報酬月額の支給日は、毎月16日とする。ただし、その日が休日に当たるときは前日に繰り上げ、繰り上げた日が休日に当たるときさらに繰り上げて支給する。

(通勤費)

第6条 報酬とは別に、会長に通勤費を支払う。

2 通勤費は、自宅から協会までのJR、私鉄等の利用額とする。

3 通勤費の支給については、第4条の規程を準用する。

(その他の非常勤役員の報酬)

第7条 その他の非常勤役員について報酬を支払う場合は、原則として1回当たり5,157円とする。

(施行細則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年6月3日から適用する。